

# ろうきょう

●発行／労働者供給事業関連労働組合協議会  
(略称 労供労組協)

●発行人／ろうきょう編集委員会

〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265

## 労供労組協第30回総会開催される ～労働者供給事業法要綱案作成に向けて～

去る3月6日(水)、午後1時30分よりタブレット根岸5階会議室にて、13組合、29名の参加の下、第30回労供労組協総会が開催されました。

最初に伊藤彰信議長から、「厚生労働省の労働者供給事業の事業報告を見ると労働者供

給事業は15、6%の成長産業となっている。労働者派遣の労働者数が減っている中において、労働者供給事業とこのをもう一度強くアピールしながら活動を進めていきたいと感じている。皆さまの熱心な議論で今後一年間の活動方針が決まるようにお願いしたい。」との挨拶がありました。その後、横山南人事務局長から2012年度経過報告と2013年度活動方針提案がありました。

2012年度経過報告では、全国の労供事業所86の内、45事業所が労供労組協加盟組合であること、パンフレット「派遣はダメ! 労供を始めよう」の販売状況、日雇雇用保険と特別健康保険適用の改善を求める署名の件、2012年国際協同組合の11月17日、18日に「いま、『協同』が創る2012全国集会」が開催された件、NPO派遣労働ネットワークの活動などの報告がありました。

さらに、行政に関する活動として、しごと情報ネット運営協議会や東京都の労働者派遣事業適正運営協力員会議の報告もありました。労供労組協4役の内、3名が東京都の労働者派遣事業適正運営協力員になっていきます。昨年の総会で掲げた方針の「國學院大學経済学部」の労供研究会が終



了した後も、労供労組協において労供研究会を継続する。」に関して、昨年8月3日の幹事会と同日に開催された労供研究会における橋元座長の國學院大學の労供研究会を存続させたい、との意向と、労供事業を実践する当事者が労供研究会というのはいかがか、日々雇用の労働者の問題をどう解決していくのかなど、実務に即したことを行うべきではないかなどの意見を尊重して、労供労組協としては労供研究会という名前ではなく、実務に即した調査・研究を行っていくことにしました。

その後、2012年度決算報告・会計監査と2013年度予算提案案がありました。2013年度予算提案では昨年の労供研究会研究費に替えて、調査・研究費として10万円を計上し、ここから労供研究会ホームページの維持、管理費も支出することにしました。討議に入って、最初



に事業報告がそれぞれの組合からありました。出席者から、「方針の(1)労働者の権利の維持拡大の①に『労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定に向けて要綱案を検討する。』とあり、『労働者派遣法に反対し、』という記載がある。昨年10月の派遣法改正で、厚生労働省から労働者保護法に変えたという説明があったかと思うが、それにもかかわらず、労働者派遣法に反対なのか。」という質問がありました。この質問に対しては伊藤議長から、「労供事業法の要綱案を作っていくときにどのような

考えるかという問題だ。実現可能性の高い事業法を作るとなると現行の派遣法は肯定しておかないといけないということだが、方針では派遣を否定して、それに替わる労供事業法を検討します、という趣旨だ。どのように労供事業を作っていくのかということは、今後、議論をしていかなければならない。」との回答がありました。討議の後、採択があり、2012年度経過、2013年度活動方針、2012年度決算および2013年度予算がいずれも賛成多数で可決しました。

### 【2013年度役員】

- 議長 伊藤彰信(全港湾)
- 副議長 太田武二(新運転)
- 事務局長 横山南人(電算労)
- 事務局次長 青谷充子(音楽ユニオン)
- 同右 峯島 仁(サービス連合)
- 同右 真島勝重(全港湾)
- 同右 江藤希倫利(電算労)
- 会計監査 緒方承武(映演共闘)



今年の総会では、東京大学社会科学研究所の水町勇一郎教授を講師として「労働市場法制の課題と労働者供給事業の可能性」をテーマに講演がありました。

**講演「労働市場法制の課題と労働者供給事業の可能性」**

東京大学社会科学研究所 水町勇一郎教授

「労働者派遣事業や職業紹介も含めた労働市場法制が歴史的にどういう流れの中で今に至っている、その中で労働者供給事業がどういう可能性があつて、どういった課題がこれから先に待ち受けているのかを、法律改正や法律の今後の展望も含めて話したいと思う。」と話されました。

労働市場に法による規制が必要な点について、江戸時代の口入屋

からはじまり、工業化の流れの中で、1921年に職業紹介法が1947年に職業安定法が制定されたこと、産業構造の変化により、1985年には労働者派遣法が制定され、1996年に職業安定法施行規則が改正されたことなどを話されました。

労働者供給事業の可能性については、「労働組合等による労働者供給事業は無料の供給を行つており、派遣と違つて業務の規制が無いため、労働者にとつても利益になり、供給先にも利益になり、供給が円滑に回ることに より、組合員も増えるので供給元である労働組合にとつても利益になるといふ、Win-Winの関係が築けるので



「Win-Winになる可能性もある。」と話されました。

より重くなつてきている。労働者供給においても同じような議論になるとすれば、争いになった時や、許可条件が変更になった時のために、供給元と供給先との間の契約責任も含めた役割分担を明確にしておく必要がある。」、二つ目は「今後の派遣との競争を考えても、供給先の労働者とのバランスを考えて、賃金等の供給条件の待遇改善が必要になつてくる。」と話されました。三つ目に、130年程前のアメリカの労働騎士団の例を挙げ、「労働騎士団は70万人のメンバーを擁したが、労働者による生産協同組合を重視したがためにすぐに失敗し、その後、激減した。失敗の理由は、供給先の労働者とのバ

ランスを考慮して、賃金等の供給条件の待遇改善が必要になつてくる。」と話されました。三つ目に、130年程前のアメリカの労働騎士団の例を挙げ、「労働騎士団は70万人のメンバーを擁したが、労働者による生産協同組合を重視したがためにすぐに失敗し、その後、激減した。失敗の理由は、供給先の労働者とのバ

内部の利益対立、協同組合の計画性のなさ、そして、資本家との競争に敗れたことだ。」と話され、「今後、労働事業が発展していくためには、労働者派遣事業等との規制改革の中で競争が待たないので、経営的な視点、能力も必要になつてく

**【2013年度活動方針】**

**1.主な活動課題**

- (1)労働者の権利の維持・拡大
- (2)「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展
- (3)労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。
- (4)労働者派遣法が規制強化される中で、冊子「労供・派遣事業の手引き」やパンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

**2.他団体、行政との協力**

- (1)國學院大學経済学部の労供研究会の成果を活かし、労供事業法制定運動を進める。
- (2)NPO派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。
- (3)行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネットワーク協議会委員などに引き続き参加する。

**3.労供事業の深化と豊富化に向けて**

- (1)労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。
- (2)労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

**4.運営**

- (1)事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2)機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3)総会を年1回、幹事会を年2回以上開催し、4役会議は随時開催する。
- (4)秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5)会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。